



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	E-043 裁判員支援に向けた量刑推定に適した判例タグの構築(自然言語・音声・音楽, 一般論文)
Author(s)	木村, 泰知; 渋谷, 英潔; 高丸, 圭一 他
Description	第7回情報科学技術フォーラム(FIT2008). 2008年9月2日~4日. 慶應義塾大学 湘南藤沢キャンパス, 藤沢市.
Citation	情報科学技術フォーラム講演論文集, 7(2), 237-238
Issue Date	2008-08-20
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/63786
Rights	ここに掲載した著作物の利用に関する注意 本著作物の著作権は電子情報通信学会および情報処理学会に帰属します。本著作物は著作権者である電子情報通信学会および情報処理学会の許可のもとに掲載するものです。ご利用に当たっては「著作権法」ならびに「情報処理学会倫理綱領」に従うことをお願いいたします。
Type	conference paper
File Information	KJ00006439198.pdf



裁判員支援に向けた量刑推定に適した判例タグの構築 Construction of Judicial Precedent Tag to Sentence for Supporting Lay Judges

木村 泰知[†]

Yasutomo KIMURA

松原 雅文[§]

Masafumi MATSUHARA

渋谷 英潔[‡]

Hideyuki SHIBUKI

ラファウ ジェプカ[¶]

Rafal RZEPKA

高丸 圭一^{*}

Keiichi TAKAMARU

村上 浩司^{||}

Koji MURAKAMI

1. まえがき

2009年5月に施行される裁判員制度では、裁判員として適切な量刑を判断することが一般の国民に求められる。しかしながら、法的な知識を持たない一般の国民にとって、犯罪行為の反社会性や悪質性、あるいは、犯人への酌量などを判断することはできても、それらの判断を量刑という客観的な値に対応付けることは困難であり、妥当な量刑の見当をつけることすら容易ではない。それゆえ、目安となる量刑の範囲や判断材料となるポイントを示すことは裁判員にとって有益であると考えられる。このような背景から、我々は裁判員の量刑判断を支援するシステムの構築を目指している [1, 2]。

実際の裁判において量刑の判断は量刑相場に基づいて行われることが多く、司法制度改革と先端テクノロジー研究会¹のe-ファイリング研究会研究成果報告書においても「裁判員制度の下でも、量刑の評議は、何らかの形で量刑相場を参考にした議論が必要不可欠となる」という見解が示されている。量刑相場を決定するのは過去の判例であり、理想的には裁判員が事案に関連する判例全てに目を通した上で評議に参加することが望ましいが、一般の国民にそこまでの負担を強いることはできない。それゆえ、裁判官が過去の類似事件での量刑を引き合いに出しながら当該事件での量刑相場を提示し説得を試みる [3] こととなることが予想され、量刑相場を推測するシステムの存在は裁判官の負担を軽減することになると考えられる。

一方、裁判員の立場からは、提示された量刑相場が自分の考えと異なっていることは十分想定される事態である。この場合、どのような根拠や事実が重視されて量刑相場が推測されたのかや、裁判員が考える量刑と今回の量刑相場とはどのような要因の差異が原因なのかといった点が分からなければ、有益な議論を行うことが困難になると思われる。したがって、判例や量刑相場だけではなく、量刑判断の根拠となる要因を提示する必要がある。本稿では、判例を用いて量刑相場に影響する要因を調査し、それらの要因がどのような関係にあるかを分析することで、量刑判断に適したタグの構築に必要な知見を明らかにすることを試みる。

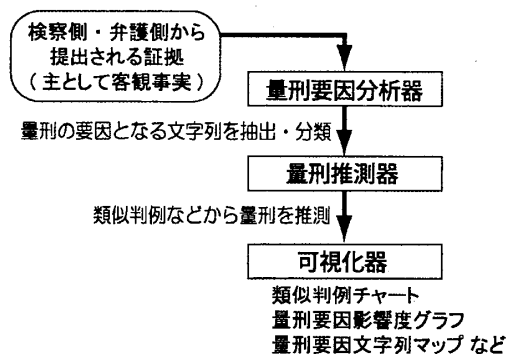


図1: 全体構成

表1: 永山基準

犯罪の性質
犯行の動機
犯行態様、特に殺害方法の執拗性、残虐性
結果の重大性、特に殺害された被害者の数
遺族の被害感情
社会的影響
犯人の年齢
前科
犯行後の情状

なお、我々が目指す裁判員支援システムの全体構成は図1の通りであり、本稿で目的とする判例タグの構築は図1の量刑要因分析器のためのものである。

2. 永山基準

量刑判断の基準となる要因を示した判例として永山則夫連続射殺事件がある。1983年の第1次上告審判決において、最高裁は表1に示す9項目を提示して判断したことにより、以後の裁判においても永山基準として参考にされている。永山基準は殺人事件における死刑適用に関する基準であり、殺人事件は裁判員制度で対象とする重大な刑事事件の一つである。裁判員制度で対象とする事件には殺人事件以外も含まれるが、本稿ではまず殺人事件の判例を対象として永山基準を考慮したタグの構築を試みた。ただし、永山基準はコンピュータでの処理を想定して作成されたものではないことから、コンピュータ処理に適するように修正を加える必要がある。

3. 判例の構造

要因分析を行う判例は、裁判所ウェブサイト²内の判例検索システムを用いて「殺人」と「地裁」のAND検

[†]小樽商科大学, Otaru University of Commerce

[‡]横浜国立大学, Yokohama National University

^{*}宇都宮共和国大学, Utsunomiya Kyowa University

[§]岩手県立大学, Iwate Prefectural University

[¶]北海道大学, Hokkaido University

^{||}奈良先端科学技術大学院大学, Nara Institute of Science and Technology

¹司法制度改革と先端テクノロジー研究会, <http://www.legaltech.jp/>

²裁判所ウェブサイト, <http://www.courts.go.jp/>

表 2: 量刑判断の要因

主観判断	永山基準の項目	判例中の記述例
犯行の悪質性	犯罪の性質/犯行態様, 特に殺害方法の執拗性, 残虐性	甚だ悪質である/残忍非道な犯行
結果の重大性	結果の重大性, 特に殺害された被害者の数	重大である/軽視できない
酌量の余地	犯行の動機/犯行後の情状	酌量の余地はない/有利な事情
処罰感情	遺族の被害感情	厳しい/峻烈である
社会的影響	社会的影響	重大である/影響は計り知れない
更生の可能性	犯人の年齢/前科	犯罪傾向の深まりが認められる

案により収集した。「地裁」を条件としたのは、裁判員が関与する裁判が地方裁判所で行われる裁判のみであること、上級裁判所では差戻しにより量刑判断を行わない判例が存在することによる。

殺人事件を対象とした判例は、「主文」と「理由」から構成されており、「理由」は一般に「犯罪に至る経緯」、「罪となるべき事実」、「事実認定の補足説明」、「証拠の標目」、「法令の適用」、「量刑の理由」、「求刑」といった項目ごとに記述されている。このうち、量刑判断に有用と思われる記述は「犯罪に至る経緯」、「罪となるべき事実」、「事実認定の補足説明」、「量刑の理由」に多く存在し³、裁判官の主観的判断は「事実認定の補足説明」や「量刑の理由」に書かれていることが多い。ただし、「犯罪に至る経緯」や「罪となるべき事実」にも犯人や被害者の心理など主観的な要因が記述されているため、項目ごとに客観的記述と主観的記述を分けることは困難である。

なお、判例の構造を扱った従来研究としては文献 [4] などがある。しかしながら、対象となる判例は民事裁判のものであり、裁判員制度で対象とする重大な刑事事件の判例ではない。また、その目的も類似判例を検索することであり、検索された判例から、どのような要因が量刑などの結果に影響したのかを推測するものではない。我々の目指すシステムとは、量刑判断に役立つ類似判例だけではなく、その類似性の根拠となった要因をも提示する点で異なっている。

4. 量刑判断の要因

永山基準がコンピュータ処理に適していない原因の一つは、各項目を判断する時に客観性が存在する部分と存在しない部分が混在していることである。例えば、「被害者は2回殴られて殺害された」という事件において、表1の3番目にある「犯行態様, 特に殺害方法の執拗性, 残虐性」という項目を判断する場合を考える。このとき、「2回殴って殺害した」という犯行態様に関してはある程度の客観性が保障されているが、これを「2回も殴るなんて執拗な殺害方法だ」と判断するか「2回しか殴っていないのだから執拗とまでは言えない」と判断するかは、裁判官や裁判員の主観に依存している。そして、量刑判断に直接影響を及ぼすのは「執拗性」があるかどうかという主観判断の方であり、「2回殴って殺害した」という客観事実は、主観判断の根拠という間接的な影響を及ぼすに止まっている。したがって、量刑相場の推測処理においても、客観事実から主観判断を推測し⁴、その

主観判断に基づいて量刑相場を推測するという段階的な処理が考えられる⁵。

以上の考えから、主観判断に基づく要因と客観事実に基づく要因を分ける必要があると思われる。主観/客観という観点から判例中の記述を分析した。判例の「量刑の理由」における各段落の結論記述からは、「犯行の悪質性」、「結果の重大性」、「酌量の余地」、「処罰感情」、「社会的影響」、「更生可能性」などの主観判断が客観事実から導き出されていることが多い⁶。また、永山基準を主観/客観という観点で見た場合、「犯人の年齢」と「前科」には主観判断が入る余地がないように思われるが、これらの項目は「更生可能性」あるいは「酌量の余地」を判断するために用いられていることが分かった。主観判断と関連が強いと思われる永山基準の項目と判例中における記述の例を表2に示す。ただし、必ずしも1対1の関係性があるわけではなく、今後さらに調査を進める必要がある。

5. 今後の予定

今後は、本稿の知見に基づいてタグ構造を構築し、実際の量刑判断において有用であるかどうかを検討していきたいと考えている。

参考文献

- [1] Rafal Rzepka, Hideyuki Shibuki, Yasutomo Kimura, Keiichi Takamaru, Masafumi Matsuhara and Koji Murakami: Judicial Precedents Processing Project for Supporting Japanese Lay Judge System, Workshop on Semantic Processing of Legal Texts, LREC2008, pp.33-41, (2008).
- [2] 松原 雅文, 木村 泰知, 渋谷 英潔, 高丸 圭一, Rzepka Rafal, 村上 浩司: 新聞記事を対象とした刑事事件の性質と量刑との関連性の可視化, 第22回人工知能学会全国大会, 3K-35, (2008).
- [3] 本庄武: 裁判員の量刑参加, 一橋論叢, Vol.129, No.1, pp.22-40, (2003)
- [4] 江越裕紀, 片上大輔, 新田克己: 判例の構造を利用した判例文書検索, 情報処理学会研究報告 (2004-DD-048), pp.1-8, (2005).

ながら、量刑相場を求める上でならばある程度の範囲に特定できるのではないかと考えている。

⁵単に量刑相場を提示するだけならば客観事実から直接求める方法も考えられるが、根拠となる要因を提示するという目的からは主観的な要因も一緒に示した方が評議に有益であると考えている。

⁶我々のアプローチでは、「腹が立ったので殺害した」など心理に関する記述は、そのような供述をしたという客観事実の一種として捉えている。その供述を「短絡的」あるいは「自己中心的」な動機であると判断するかどうかは主観判断であると考えている。

³「証拠の標目」は基本的に省略されており、また、証拠自体の信憑性判断は我々のシステムでの目的としていない。

⁴我々は主観判断を一意に推測できるとは考えておらず、最終的な判断は裁判官や裁判員に委ねられるべきであると考えている。しかし